



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政（上）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 36(1), 55-87
Issue Date	1988-01-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33514
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(1)_PL55-87.pdf



ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政

(上)

東 出 功

〈はじめに〉

中世後期イングランドの国王行政において、ロンドン聖マルティヌス大教会(College of St Martin's-le-Grand, London)はきわめて特異な地位を占めているようにおもわれる。中世の国王行政が聖職者官僚に大きく依存したことは、一般論としてすでに周知の事実であり、筆者自身もこれまで一連の論稿¹⁾においてその実態に言及してきた。本稿ではあらためて同じ主題について、ロンドン聖マルティヌス大教会(以下 SMGと略記)という具体例にそくして検証したい。時代としては、同教会の発端から消滅までの全期間にわたる。しかし本稿はもとよりSMGの「全史」ではなく、表題に明記したように国王行政との関連という側面に限定して、その消長を展望するものに過ぎない。

1) まず拙稿「中世後期における国家と教会」(『イギリス史研究』No. 29, 昭55)を参照されたい。これはそれまでの一連の論稿を集約したもので、それ以降には次の論稿が書かれている。

○「イギリスの中央行政機関における長官職——1272年から1485年まで(上)」北海道大学文学部『人文科学論集』18, 昭56。

○「“King's clerks”の下限考——“King's servants”考(序)」同上, 20, 昭58/59。

○「中世イギリスの国家と教会」学生社『中世史講座』5, 昭60。

○「中世後期における King's Servants」山川出版社『イギリス中世社会の研究』昭60。

○「12世紀中葉におけるロンドン聖マルティヌス大教会——R・H・C デイヴィス論文の試訳と解説」『東海大学札幌教養部彙報』第7号、昭62。

同教会の名称の“college”とは“*collegium*”すなわち聖職者の「共住教会 *collegiate church*」を意味する。“St Martin's-le-Grand”は、“St Martin-le-Grand”と表記されることもある。その“le-Grand (大)”とは、この教会の特異な地位を示すものである、といわれる¹⁾。また“St Martin's-in-the-Fields”や“St Martin's-within-Ludgate”などの教会がロンドンやその周辺に出現してからは、それらとの対比を示したものとおもわれる。

1) Sheila Fairfield, *The Streets of London*, 1983, p. 282.

SMGの歴史については、すでに1825年にA. J. Kempeによって書かれているということであるが²⁾、本稿の執筆に当ってはこれを参照しえなかった。J. H. Roundはその著書においてSMGの関係史料の一部について分析を試みているが³⁾、それもほぼ12世紀の中葉までに限られ、全史にはわたっていない。従って筆者が参照しえた限りで全史の素描といえ、M. Reddanの論稿があるに過ぎない⁴⁾。しかしこれは『ヴィクトリア州史』の叢書に収録されたもので、叢書の性格あるいは制約からして、SMGの全史の素描とはいえず国王行政との関連については概括的な記述しかなされていない。T. F. Toutの『行政史』では、なるほどSMGと国王行政との特異な関係に言及されている⁵⁾。しかしそれも簡略な説明に留まり、また15世紀以降には及んでいない。

1) A. J. Kempe, *Historical Notices of the Church of St Martin le Grand of London*, 1825.

2) J. H. Round, *The Commune of London*, 1899. その3年前にW. H. Stevensonが“An Old-English Charter of William the Conqueror in Favour of St. Martin's-le-Grand, London,” *Eng. Hist. Rev.*, xi(1896)を發表した。これは表題から知られるように、1通の勅許状に関する研究である。

3) M. Reddan, “The Collegiate Church of St. Martin le Grand,” *Victoria History of London*, vol. 1, 1909.

4) T. F. Tout, *Chapters in the Administrative History of Mediaeval*

England, 6 vols., 1920-33. これと前後して Isobel D. Thornley, "Sanctuary in Mediaeval London," *Journal of the British Archaeological Association*, n. s. xxxviii (1932-3); Marjorie B. Honynbourne, "The Sanctuary Boundaries and Environs of Westminster Abbey and the College of St Martin-le-Grand," *Ibid.* が発表されている。

SMGに関する最近の研究としては、Ralph Henry Charles Davis の論文があり¹⁾、筆者自身はこれから多くの貴重な示唆をえた。この論文の表題は逐語的にいえば「SMG共住教会と無政府状態」であり、時代は「1135年から54年まで」の19年間となっている。この19年間はステューヴン王の治世そのものであり、いわゆる「無政府状態」の持続期間ではない。しかしデイヴィスの叙述の力点は、まさに同王治世のうちでも特に1139年の年末以降に、つまり「無政府状態」の期間におかれている。しかもそれだけに留まらない。この論文では簡潔ながら同教会の発端にも、すなわちエドワード証聖王の治世あるいはそれ以前にも言及されており、筆者にとってはとりわけその点で有益であった。

1) R. H. C. Davis, "The College of St Martin-le-Grand and the Anarchy, 1135-54," *London Topographical Records*, vol. 23 (1972). 前出 (55頁注1) 拙稿「デイヴィス論文の試訳と解説」。

SMGの守護聖者 Sanctus Martinus は、中世においてもっとも広汎に心情的共感をえた聖者である。ローマ帝国の属州の一つ Pannonia (現ハンガリー) の出身で、生年は316年ころといわれている。帝国の陸軍に勤務したこともあるが、キリスト教に改宗して Hilaire de Poitiers (後に聖者) から洗礼を受け、372年には Tours の司教に就任する。Amiens で裸同然の貧者に自分の外套を切り裂いて与えたところ、夢の中にキリストがその外套をまとして現れた、という伝説によって有名になった¹⁾。聖マルティヌスを守護聖者とする教会はイギリスでも早くから作られており、8世紀末までに少なくとも4つの聖マルティヌス教会が存在したと想定され、また同名の教会の数は1800年までに173に及ぶ、という²⁾。

1) D. H. Farmer, *The Oxford Dictionary of Saints*, 1978, pp. 265f. (under MARTIN OF TOURS).

2) *Ibid.*, loc. cit. Canterbury (under Augustine) ならびに Whithorn (under Ninian, Wigtownshire, Scotland) などの聖マルティヌス教会は、その最古の事例とされている。

本稿は上記の通り SMG の発端から消滅までの全期間を素描するものであるが、筆者自身の関心はとりわけ13世紀以降にあり、また SMG と国王行政との特異な関連を確認することにある。筆者の手もとの史料・文献は、その関心からしてもなお十分とはいいがたい。しかしそのような制約のもとであえて「中間報告」を試みたのは、手もとの素材だけでもある程度の展望が可能であると考えたからにはほかならない。その素材とは *Calendar of Patent Rolls* をはじめとする一連の刊行史料であり、それらは主として本稿の後半で利用される。前半ではとりわけ W. H. Stevenson による既刊史料¹⁾ に依存した。また手もとの史料の空白部分についてはレダンやデイヴィスの論稿を利用し、その要約によって補足した。

1) Stevenson, *op. cit.*

[1]

SMG についても、その古さを誇示する伝承がある¹⁾。しかし確実な史料としては、1068年の勅許状が最古のものとされている。この節ではまずその要所を引用しておこう²⁾。

[A 1.] “..... ego Will[elmus] omnes possessiones terrarum, quas tempore Regis Edwardi idem Ingelr[icus] adquisierat concedo et corroboro et confirmo Deo et ecclesie Beati Martini, quam infra muros London’ sitam prefatus Ingelricus et Eirardus frater eius ad Dei laudem et canonicalem regulam imperpetuum seryandam

et tenendam construxerunt.”

この勅許状は、ウィリアム征服王が Ingelricus という人物に与えたものである。文面ではまず、エドワード証聖王の治世以来の全所領 (omnes possessiones terrarum) に関する占有継続が認められている。教会の名称はここでは “ecclesia Beati Martiti” と書かれており、“ecclesia Sancti Martini” でも “Sancti Martini Magni” でもない。この “Beatus (Blessed)” とは一般に「福者」を意味し「聖者」の下位の称号であるが、この文脈では特に列聖以前の「福者」という意味ではなく “Sanctus” と同義であろう。現に同じ文書の後段では “Sancto Martino” という文言も見られる。教会所在地は「ロンドン 城壁内 infra muros London’」であり、Ingelricus および Eirardus (Girard) という兄弟がこれを創立したという³⁾。なお SMG の設置目的あるいは性格として「永久に修道参事会規則 canonicalis regula が保持されるべく」と書かれているが、この文言にはデイヴィスから疑問が提起されている⁴⁾。SMG は、おそらくその全史を通じて逆に非修道会系の教会であった。用語に関する疑問はほかにもある。同じ勅許状の後段には “prefatum monasterium” という表現があり、これも SMG を意味するものと考えられるが、この史料以外からは SMG が「修道院」⁵⁾ であったことを示す文言が見当たらない。従ってこの勅許状だけから SMG を「修道院」とみなすことは不可能であり、まして修道参事会規則が「永久に」保持された事実はない。

1) 第1の伝説では、SMGはブリトン人が福者 Cadwalla (Cadwallein — 死亡664年)を記念して建立したものとされており、この伝説自体は13世紀にまでさかのぼりうる。第2の伝説では、Kent王 Wihtréd (Wythred, 690-725) が創立者とされ、15世紀の参事会員の間ではそのように語られていた。しかし第2の伝説は Dover の St Martin-le-Grand との混同によるものとみなされる。Davis, *op. cit.*, p. 25; Reddan, *op. cit.*, p. 555.

2) Stevenson, *op. cit.*, p. 740.

3) Ingelric および Eirard という人名については、いずれもアングロ=サクソン系ではなくてフランク系と推定されている (*Ibid.*, p. 739)。

4) “regula”はこの当時“monastic or religious rule”を意味した(R. E. Latham, *Revised Medieval Latin Word-List*, 1965)。“canonicus regularis”は“canon regular (bound by monastic rule)”であり, “canonicus secularis (canon secular)”とは別系列に属する(*Ibid.*)。SMG参事会は“secular clergy”(在俗聖職者あるいは教区付き聖職者)で構成されており, その参事会が「修道参事会規則」の適用を受けたとは考えられない(Davis, *op. cit.*, p. 12, n. 1)。この“regula”が非修道会系の参事会「規則」の意味であるとすれば, きわめて異例の用語法である, といわざるをえない。なお“imperpetuum”は当時の用法では“for ever”を意味し“perpetuum”の否定語ではない(Latham, *op. cit.*)。“in perpetuum”という副詞句の縮合であろうか。

5) 後出〔表3〕とそれに関する所見を参照されたい。

勅許状には, 次にSMGの従来所領すなわちエドワード証聖王の治世以来の所領が明記され, 一括して占有継続の承認が与えられている。それらを表示すれば, 以下の〔表1〕の通りである。これは“country estates”すなわちロンドン以外の「地方」ですでに占有していた所領の一覧表である。ロンドン市の域内および域外のSMG資産については別に簡略に言及されており, 本稿ではそれを〔A2〕として扱う。なお()内には今日の地名との対応を付記しておいた。

〔表1〕 SMG の‘Country Estates’ (勅許状記載順)

Ester in Estsexa ([Good] Easter in Essex)¹⁾
 Nortona (Cold Norton?)²⁾
 Stanford (Stanford Rivers)³⁾
 Fobbinge (Fobbing)
 Benedisc (Bendysh in the parish of Radwinter)⁴⁾
 Cristeshala (Chrishall)
 Tolesfunte (Tolleshunt)
 Ruwenhala (Rivenhall)
 Angra (Ongar)⁵⁾
 Benfleota (Benfleet)⁶⁾
 Hoddesdona (Hoddesdon, now in Herts)⁷⁾
 Mealdona (Maldon): ‘ecclesia de M’⁸⁾

これらのうちで, Hoddesdon は, 上記の通り今日では Herfordshire

に含まれる。しかし特に「今日では」と明記されているのは⁹⁾、かつてこの土地が Essex の州内に含まれていたからであろうか。デイヴィスは、SMGの地方所領がすべてエシクスの州内にあった、と述べている¹⁰⁾。SMGは、後に Cambridgeshire にも Bassingbourn の教区司祭職 rectory を獲得するが¹¹⁾、これを含めてもなおすべての地方所領が首都から半径70キロメートルの四半円の内部にあり、所領の集中度が比較的高いといえよう。デイヴィスによれば、SMGの「創作者」インゲルリクスはエシクス州内の実力者であり、国王の直臣 tenant-in-chief であった¹²⁾。所領の集中度が高いのは、彼自身の勢力基盤が地方ではほぼ同州内に限られていたことに由来するものであろう。

1) “cum berewica de Maisseberia (with the bailiwick of Mashbury)” と付記されている。

2) Stevenson, *op. cit.*, p. 739. ここでは断定を控えて疑問符が付せられた。

3) *Ibid.*, loc. cit.

4) *Ibid.*, loc. cit.

5) “cum appendiciis suis, et cum pratis et pascuis, silvis, molendinis, et omnibus ad eas pertinentibus” と付記されている。ここでは草地・牧場・森林・製粉所その他一切の占有継続が認められている。

6) “in Benfleota .I. hidam”: 1 hide の地片占有。

7) “in Hoddesdona .I. hidam”

8) “cum .II. hiddas terre et decimis, et omnibus, ei pertinentibus”: この教会に 2 hides の土地が付属し、さらにその十分の一税の徴収権が与えられた、ということか。

9) Stevenson, *op. cit.*, loc. cit.; *Regesta*, I, 6.

10) Davis, *op. cit.*, p. 15.

11) Reddan, *op. cit.*, p. 563.

12) Davis, *op. cit.*, p. 12.

ロンドン市城域内および城域外の各種資産については、ほぼ次のように、簡略に記述されている。

[A2] “…… ex mea parte dono et concedo eidem ecclesie, pro redempcione animarum patris et matris mee, totam

terram et moram extra posterulam, que dicitur 'Crip-
lesgata,' Concedo etiam ei omnes ecclesias et omnes
decimas, terras quoque et domos, quas fideles Christi infra
London' vel extra iam dedere, vel in futurum donabuntur."

まず国王から市城壁裏門 Cripplegate の外の土地・湿原が寄進された。寄進の目的は「父母の救霊のために」と書かれている。後半の文言は、「信者 fideles Christi」から SMG へ寄進された資産ならびに将来において寄進される資産に関する占有承認の条項である。しかしここでは資産の種類を列挙しているだけで、具体的な件名は明示されていない。資産の種類としては、教会・土地・家屋のほかに "decima (tithe)" すなわち十分の一税（徴収権）があげられている。なおここで「教会」とは、教会そのものが寄進されることを意味する。有力な教会が中小の教会を寄進されるという事例は、SMGに限ったことではない。そのばあい「母教会」は「娘教会」に関して司祭などの人事権を掌握し、また娘教会の収益の一部を取得して母教会を維持するための財源として利用する。

SMGがその全史を通じてロンドン市城域の内外にいかほどの資産を占有したか。あるいはこの勅許状の時点でどのような資産を占有していたか。筆者には当面その詳細を知る手段がなく、またその詳細の確認は本稿にとって中心的な課題でもない。従ってここではレダンの論稿に明記されているものだけについて、参考までに表示するに留めよう。なお次の〔表2〕は、SMGそれ自体すなわちその境内の資産を含んでいない。また地方に散在する所領に関しては、後段においてやはりレダンの論稿から〔表4〕として列挙する。

〔表2〕 ロンドン市城壁内外の SMG 資産¹⁾

Land and moor outside Cripplegate : given by William the
Conqueror in 1067 (pp. 555, 556)

Church of St Agnes : granted by Abbot Gervase and the
convent of Westminster between 1140 and 1160 (p. 563)

Church of St Alphege : connected with SMG since the time of Roger, bp of Salisbury [1102-39] (p. 563) Pension of 33s 4d from St A : paid in 1291 (p. 563)²⁾

Church of St Botolph's without Aldersgate : given by Thurstan, priest, in the reign of Henry I [1100-35] (pp. 555, 560, 563)

Church of St Leonard, Foster Lane : built within the precinct of SMG early in 13th century (p. 563)

Pension (and advowson) of 6s 8d from St Katharine Coleman : paid in 1291 (p. 563)

Pension (and advowson) of 20s from St Nicholas Cole Abbey : paid in 1291 (p. 563)³⁾

Pension (and advowson) of 60s from St Nicholas Shambles : paid in 1291 (p. 563)⁴⁾

Tenements in the parish of St Michael ad Bladum [Cornhill] (p. 565)

Tenements in the parish of St Michael le Querne (p. 565)

最初の土地・湿原は〔A 2〕に記載のものである。次の4教会はまさにSMGの娘教会である。その次の3件の年金はそれぞれの教会からSMGへ支払われたもので、各教会の司祭職などに関する人事権 advowsonもSMGへ与えられている。最後の2教会における占有財産 tenementについては、家屋のみであるか、あるいは土地をも含んでいるか、その詳細は不明である。いずれにせよこの表からだけでも、当時の「寄進」なるものの多様性がうかがわれる。なお「人事権」に付随する「年金」とは、被推薦者が推薦の代償として給付したものではないか。

1) SMGのロンドン資産は、1291年の時点で11の教区に分布していたといわれる (Reddan, *op. cit.*, p. 563)。ここに列挙されているのは、その一部分であろうか。

2) 少なくとも1291年には支払われた記録があるということであって、それ以前にも支払われたか否かについては、特に明記されていない。

3) Godfrey de Lucy (bp of Winchester, 1189-1204) がSMG参事会長であった時期に、同参事会の決定に基づいて1名の参事会員に St Nicholas 教会そ

れ自体が終身期限で贈与されたこともある (*Ibid.*, loc. cit., n. 169)。

4) この年金については、1235年以前にも SMG へ支払われた証拠がある (*Ibid.*, loc. cit., n. 169)。

勅許状では次に SMG の資産管理体制に言及されている。

[A 3] “..... canonici idoneum sibi procuratorem et custodem rerum suarum de fratribus suis eligant, qui sua fideliter servet, et cuique partem suam per tempora sine dolo equanimiter distribuatur, ut, necessaria ad sufficienciam habentes, curis expositi oracioni vacent, ac Deo et Sancto Martino die noctuque secundum regulam suam digne et laudabiliter serviant.”

要するに適切な資産管理者を共住聖職者の中から互選せよ、ということである。“procurator et custos” とはそれぞれ別個の職名ではなくて、参事会長 decanus (dean) 自体の役割を 2 語で表現したものであろう。また “fratres (brothers)” とは一般に修道会系の聖職者を意味し、ここでも SMG が修道院であるような印象を与えている¹⁾。管理者に対しては誠実な職務遂行が期待され、特に「兄弟」への定期的な収益配分に当っては公正であることが求められた。しかもその意図は、「兄弟」それぞれの必要を充足し、神ならびに聖マルティヌスに対する聖務に日夜専念させることであった。

1) “secundum regulam suam” の “regula” もすでに述べたように、同様の印象を与える。

[A 4] “Sit vero ipsa prenominata Beati Martini ecclesia, et eiusdem ecclesie canonici episcoporum, archidiaconorum, decanorum, ministrorumve suorum universali exactione et inquietudine quieta et omnino sequestrata.”

この文言は、SMG の「教会 ecclesia」も「参事会員 canonici」も司教・司教補佐・司教座聖堂参事会長あるいは彼らの属僚による徴発から

免除され、また介入を受けないことを規定している。いいかえると管区司教の徴税権・裁判権から全面的に除外され、国王からいわゆる「不輸・不入領域 immunity」として認知されたことになる。SMGはもともとロンドン司教管区に属しており、司教といえば直接にはロンドン司教である。同司教のもとには4名の司教補佐 archidiaconi がおり、それぞれ City, Middlesex, Essex および Colchester を補佐管区として司教の任務を分担した。司教補佐とは、直接にはロンドン所管の司教補佐であろう。また参事会長とは、ロンドン司教座聖堂つまり St Paul's 教会の参事会長であろうか。さらに司教系列の権力のみならず、国王権力に対しても「不入領域」として認知されている。次の文言がそれであり、説明の便宜のために3項目の区分を示しておく。

[A 5] “① Sint vero ipsius ecclesie omnimode possessiones ab omni regali[s] servitutis iugo libere; ② sint omnimodarum iniuriarum impulsione absolute; ③ sint quiete ab exercitus expedicione, pontis restauracione, municionis et castelli auxilio.”

第1項はSMGの全資産が王権に対する一切の給付義務から免除されることを、また第2項は国王官僚の強権介入から除外されることを述べている。第3項もやはり給付義務の免除規定ではあるが、ここでは軍役奉仕・架橋奉仕・築城奉仕の免除が明記されている¹⁾。

1) これに次の文言が続く。“Habeant etiam socnam et sacam, et toll, et team, et infangenetheof …… et si quas alias libertates vel consuetudines [que] aliqua ecclesiarum regni mei Angl[ie] meliores habet.” これはSMGへ与えられた諸特権の一覧表である。“socnam et sacam (soke and sake)”のほかはアングロ＝サクソン語で書かれており、合計23項目に及ぶ。この勅許状それ自体は、ラテン語とアングロ＝サクソン語との2語併記になっており、これらの特権はラテン語の部分に挿入されている。後半の部分ではすべてが反復されず、記載省略のものについては「ラテン語で上記の通り swa hit bufen on Latin gewriten is」と簡略に書かれている。デイヴィスはこの部分について後代の挿入の可能性を示唆している (Davis, *op. cit.*, p. 12, n. 1)。

勅許状の本文の最後には、次のように書かれている。

[A 6] “Scripta est hec cartula anno ab Incarnacione Domini
M^o. LX. VIII^{avo}, scilicet secundo anno regni mei. Peracta
vero est hec donacio die Natalis Domini, et postmodum in
die Pentecostes confirmata, quando Mathild[is] coniux mea
in basilica Sancti Petri Westmonasterii in reginam, divino
nutu, est consecrata.”

これによれば、贈与それ自体はまず “die Natalis Domini (主の生誕の日, 12月25日)” になされており、贈与の確認はその後にすなわち “in die Pentecostes (五旬祭に)” になされた。しかも当日には、マティルダがウェストミンスター修道院の聖ペテロ教会で王妃として聖別された、とも書かれている。これが事実とすれば、問題の「五旬祭」は1068年5月11日と考えざるをえない。文書作成の時期については、征服王の「治世2年目」つまり1068年と書かれているだけで月日は不明である。ここではラウンドの解釈に従って、贈与は1067年12月25日になされ、文書は翌年の五旬祭に作成されたものと考えておこう¹⁾。

1) 勅許状のこの部分については、スティーヴンソンとラウンドとの間に見解の対立がある (Round, *op. cit.*, pp. 31ff.)。

最後にこの勅許状の署名者ならびに証人などの顔ぶれに注目しておこう。表中の○印の見出しは、筆者が分類の便宜のために加筆したものである。○ABBOT から ○CHANCERY STAFF までには人名・身分しか書かれていない。

[表 3] 勅許状署名者・証人一覧 (原本記載順)

○KING, QUEEN and their SON

Ego Will[elmus], Rex Anglorum et Dux Normanorum, sub
sigillo Sancte Crucis indeclinabiliter consensi atque ro-
boravi.

Ego Mathild[is], Regina, consensum prebui.

Ego Richardus, Regis filius annui.

○ARCHBISHOPS and BISHOPS

Ego Stigandus archiepiscopus [Canterbury], confirmavi.

Ego Aldredus archiepiscopus [York], subscripsi.

Ego Will[elmus], London' episcopus, infra cuius muros
prefatum monasterium situm est, signaculo sancte
Crucis subarravi, et libertatem omnimodam, quantum-
cunque mee pertinet possibilitati, concessi.

Ego Odo, Baiocensis (Bayeux) episcopus, consensi.

Ego Hugo, Luxoviensis (Lisieux) episcopus, interfui.

Ego Goisfridus episcopus <Coutances> corroboravi.

Ego Hermannus episcopus <Sherborne> c[oncessi].

Ego Leovricus (Leofric) episcopus <Exeter> concessi.

Ego Giso episcopus <Wells> concessi.

○ABBOTS

Ego Baldwinus abbas <Bury St Edmund's>

- and 8 abbots -

○COUNTS

Ego Will[elmus] filius Osberti, comes <Hereford>

Ego Robertus, frater Regis, comes

Ego Eadwinus, comes

Ego Marchere (Morcar), comes

- and 3 counts -

○PRINCES

Ego Ricardus filius Gisleberti, princeps

Ego Will[elmus] Malet, princeps

○CHANCERY STAFF

Arfast, regis cancellarius (king's chancellor)

Michael, regis capellanus (king's chaplain)

Gislebertus, capellanus Osbernus capellanus

Willelmus, capellanus Thomas, capellanus

Bernardus, capellanus Walterus, capellanus

Robertus, capellanus

○CARDINAL-PRIESTS

Ego Iohannes, Sancte Romane ecclesie cardinalis presbyter,
per Gallias et Angliam, concedente Papa Alexandro,
vices apostolicas gerens, huic constitutioni interfui, et
quantum apostolice Sedi pertinuit, libertatem ecclesie
presenti signo confirmavi.

Ego Petrus, Sancte Romane ecclesie cardinalis presbyter et
cancellarius, ab eodem papa in Angliam delegatus, huic
constitutioni acquiescens, propria manu subscripsi.

まず国王はこの贈与行為の主体としての立場から、内容に「変更が許されない indeclinabiliter」ことを「聖十字架の印章のもとに」明言し、王妃は同意を表明している (*consensum prebui*)。王子も同様である。カンタベリ大司教はその大司教管内の事項であることからして、職権によってこれを確認し (*confirmavi*)、ヨーク大司教がこれに副署した (*subscripsi*)。ロンドン司教にとってもこれは管区内の問題であることからして、その職権にかかわる範囲において同意した (*quantumcunque mee pertinet possibilitati, concessi*)。ここで “*prefatum monasterium*” とは何か。この文書で「上記の修道院」といえばウェストミンスター修道院しかありえないが、ウェストミンスターはあらためて語義から説明するまでもなく “*Western Monastery*” であって、ロンドン市の「城壁外」にある。しかし上記の「修道院」は「城壁外」ではなくて「城壁内に *infra muros*」と明記されており、また文脈からしても、SMG それ自体を意味するものと考えざるをえない。では SMG は「修道院」であるか。知られる限りでは非修道会系の共住教会であり、その点からして “*monasterium*” という用語には疑問が残る¹⁾。その他の司教・修道院長に関するくく書きの部分は、後出の「B2」の史料から補足した。伯その他に関しては、あえて特記すべき事項がない。大法官府 *chancery* の勤務者については、後にあらためて言及する。最後に2名の枢機卿の署名がある。いずれも司祭級の枢機卿 (*cardinalis presbyter*) で、前者はフランス・イギリス所管の教皇代理 (*per Gallias et An-*

gliam …… vices apostolicas gerens) として、その職権においてこの贈与に追認を与え (confirmavi)、後者はイギリス担当の特使 (in Angliam delegatus) の立場から自筆でこれに副著している (propria manu subscripsi)。では枢機卿の署名が最後になっているのはなぜか。彼らが教皇特使として渡来するのは1070年であり、その後この勅許状を追認したことによるものであろう²⁾。

1) “regular” と “secular” との対比についてはすでに述べた (60頁注4)。修道院の責任者は “abbot” か “prior” であり、その管理機構は一般に “prior and convent” と呼ばれている。しかし SMG についてはそれらの存在を示唆する史料がないのみか、逆に非修道会系に特有の “dean and chapter” の存在が確認される。SMG の責任者の職名は “dean” である。

2) 文書作成の時点において彼らがいまだに到着していないことからして、この文書そのものの真偽に疑惑をもたれたこともあるが、ラウンドは彼らが渡来後にこれを追認し加筆したものと見ており、文書そのものが偽造であるとは考えていない (Round, *op. cit.*, p. 31)。なお枢機卿には cardinalis episcopus (司教級), c. decanus (参事会長級), c. presbyter (司祭級), c. diaconus (助祭級) などの職階がある。枢機卿はローマに名義上の聖職席をもち、その聖職席の格式に応じてこのように区分される。しかしたとえ司祭級の枢機卿でも自国では正規の司教位にあることが多く、また枢機卿であることにおいてローマ教会全体の「枢機」に参画する地位にあり、最高級の聖職者であることに変わりがない。

ではこの勅許状の受益者 Ingelricus とはいかなる人物か。デイヴィスが指摘するように、「これほど広汎な特権は、輕輩あるいは無位・無官の人物に与えられるはずがない。」¹⁾ この贈与の重みは、あらためて強調するまでもなく、勅許状の署名者・証人の顔ぶれからして明らかであろう。些細な特権の授与であれば、これほどの顔ぶれをそろえる必要がない。また些細な贈与であれば、その確認手続きのために王妃の聖別・戴冠式という最大級の盛儀の当日が選ばれるはずもない。さらにたとえ後日にせよ2名の枢機卿が署名していることも、この贈与の重大性をうかがわせる。問題の受益者インゲルリクスについては、ラウンドの示唆に従ってまず次の史料に注目しておこう²⁾ (●印の人物は〔表3〕にも登場する)。

[B 1] “Huic testes affuere : Aldredus Eboracensis archiepiscopus[●]; Wilwinus Lincolniensis episcopus; Merlesuen vicecomes; Ulf filius Topi; Willelmus comes[●]; Willelmus Malet[●]; Ingelri[cus] presbyter.”

この史料は 上記の勅許状の前年つまり1067年に征服王から Peterborough 修道院長へ与えられた勅許状の末尾、すなわち証人連署の部分である。最後の “Ingelricus presbyter”こそ問題のインゲルリクス本人であろうと推定され、その推定の通りであるとすれば、彼は聖職者(司祭 priest)であった。この証人中の筆頭者ヨーク大司教 Aldred は上記の [表3] にも登場している。また 伯ウィリアムも [表3] の “Willelmus filius Osberti” と同一人物とみなされる³⁾。William Malet は [表3] では “princeps” と書かれている。

1) Davis, *op. cit.*, p. 12.

2) Round, *op. cit.*, pp. 28ff.

3) *Ibid.*, p. 29.

次の史料は、2年後の1069年にやはり征服王から Exeter 司教 Leofric に与えられた勅許状の末尾すなわち証人連署の部分である¹⁾ (◆印の人物は [表3] にも登場する)。

[B 2] “Witnesses : King William◆; Queen Matilda◆; Stigand Abp. of Canterbury◆; Odo Bp. [of Bayeux]◆; Hermann Bp. [of Sherborne]◆; Leofric Bp. [of Exeter]◆; Gosfrid Bp. [of Coutances]◆; Giso Bp. [of Wells]◆; William Bp. [of London]◆; Baldwin Abbot [of Bury St. Edmund’s]◆; Count Robert◆; Earl William [of Hereford]◆◆; Count Brian [son of Odo of Brittany]; Earl Edwin◆; Earl Morcar◆; Earl Ralph [of Norfolk]; Herfast the Chancellor◆; Ingelric the priest; (2 sheriffs and 5 ministers)”

ここにも “Ingelric the priest” が登場する。この勅許状にもかなりの

有力者の連署が見られるとはいえ、SMGの勅許状には及ばない。その点からも、SMGの相対的重要性がうかがわれる。またこの勅許状とSMGの勅許状との双方において証人の重複が顕著であり（◆印）、そのことからしても「司祭インゲルリクス」と「SMGのインゲルリクス」とが別人であるとは考えにくい。さらに上記の「表3」では枢機卿の署名が最後になっているが、その理由についてはすでに一応の推定を述べた。勅許状作成の時点で彼らがその場に不在であった、ということである。いずれにせよ枢機卿を別とすれば、大法官府の関係者は文書の最後尾に連署している。また史料「B1」ではインゲルリクスが最後に署名し、「B2」では大法官と州長官との間にその署名がある。これらの事実は、彼が何らかの官僚的な役割においてこの勅許状に関与したことを示唆するものではないか。またかりに官僚としても、その地位は大法官を超えるものとは考えがたい。

1) *Regesta*, I, 8f.

ここでSMGの初代参事会長インゲルリクスについて、簡単な総括を述べておこう。

- (1) 彼はすでにエドワード証聖王の治世においてロンドン市城域内のみならず、地方ではエシクスの州内でも各所に土地その他の資産を占有していた（「A2」[表1]「A2」）。
- (2) それらの資産を基礎として、弟(?)とともにロンドン市城域内にSMGを建立し、征服王から承認をえた¹⁾（「A2」）。
- (3) 彼は聖職者の身分に属しており、“presbyter (priest)”すなわち「司祭」の地位にあった（「B1」[B2]）。
- (4) その一方で彼は、征服王のもとでおそらく行政官僚としての役割をも帯びていた。

インゲルリクスは1086年以前に死亡したらしく、Domesday 調査の時点においては、その所領が征服王からBoulogne 伯Eustaceへ与えられている²⁾。

1) この点について、デイヴィスは次のような推定を述べている。「イングランド征服からわずか2年以内に、征服王が配下の礼拝所司祭インゲルリクスに与えるべくロンドン市域域内に公権不入領域を『まったく新規に』に創設した、というのは果たして事実であろうか……エドワード証聖王の治世にいたって、おそらく1060年ころに、宮廷は市域域内からウェストミンスタの新宮殿へ移された。インゲルリクスがSMGを『創立』したのも、エドワードの治世である。まず国王の『共住教会』が存在し、それが移転した跡地にインゲルリクスの『共住教会』があらためて設置された、とは考えられないか」(Davis, *op. cit.*, p. 24)。

2) *Ibid.*, p. 12. デイヴィスはその死亡の時期について1068年以降1086年以前と書いている。[B2]の史料が確実に1069年のものであるとすれば、それまでは生存したことになろう。

[II]

本稿の主要な目的は、すでに述べたようにSMGと国王行政との特異な関連を検討することにある。しかしこの節では、その本論に先立って念のためSMGの構成をその聖職禄との関連において概観しておきたい。なぜあらかじめ聖職禄が問題になるか。

中世においては、国王であれ貴族であれ、行政の実務の遂行に当って聖職者に大きく依存した。行政の「近代化」とは一面において聖職者依存から俗人依存への移行の過程でもあるが、中世は基本的に聖職者依存の時代であった。封建制のもとでの封主は、封臣から軍役その他の奉仕を期待しつつ、その反対給付として「知行」を与えた。聖職者についても同様であり、彼らに官僚としての奉仕を期待するからには、相応の反対給付が必要である。聖職者に対する反対給付とは、あるいは「知行」相当物とは、まさに聖職禄そのものにほかならない¹⁾。

1) 前節の[A2]では聖職禄寄進の目的が「父母の救霊のために」と書かれていた。たとえ官僚としての奉仕の反対給付であっても、聖職者に対する給付であることからして、このように書かれることがありえよう。

聖職者官僚が文字通りの「俸給」を与えられることもある。しかし聖

職禄からの収益は「俸給」の単なる補完物に留まらず、ときには「俸給」の額を超え、また「俸給」が聖職禄の代替物に過ぎないということもありえた。SMGの聖職禄について概観しておくことは、聖職者官僚に対する反対給付の実態あるいは給養財源の実態を知るために有効であろう。しかしこの節では、手もとの史料の制約もあって、レダンの論稿から要点を整理して紹介するだけに留めざるをえない。

上記の通り勅許状の「A3」では「適切な資産管理者」の互選が指示され、「兄弟」への収益配分に当っては公正な対処が求められていた。しかし実際の配分に対して「兄弟」の間に不満があったらしく、1158年には彼らからの要請に基づいて聖職禄の確認文書が作成されている。この時点におけるSMG参事会員は、参事会長を含めて10名であり、それぞれの聖職禄は次の「表4」の通りである。

〔表4〕 SMG参事会の構成と聖職禄——1158年（席次順）

- ① [Henry of Blois] Dean — Church of Newport; Land to the value of 20s. in Tolleshunt
- ② [Richard de Montacute] — Maldon
- ③ [Robert of the Castle (*de Castello*)]²⁾ — Maldon
- ④ [Theoldus] — Imbers (Good Easter)
- ⑤ [Robert de Cornevilla] — Fawkeners (Good Easter)
- ⑥ [Robert de Limesi] — Paslowes (Good Easter)
- ⑦ [Augerius the chaplain] — Burghs (or Bowers) (Good Easter)³⁾
- ⑧ [Robert de Boulogne] — Church and land of Chrishall; 10s. in Tolleshunt; 10s. in Hoddesdon
- ⑨ [Master Bernard de Boulogne] — Land worth 100s. within and without London
- ⑩ [Ralph the Lotharingian (Lotharus or Lotaringus)] — Land in Norton and 'Selga'⁴⁾

筆頭者ヘンリは参事会長在任期間を通じて Winchester 司教でもあり、上記2件の聖職禄はSMG参事会長としての資格において取得したもの

に過ぎない。ヘンリに限らず、複数の聖職の兼任については後述する。また SMG 資産はこれだけに留まらない。その他の資産は「常勤参事会員共同体 community of canons residing in the church」の共有資産として留保され、配分の対象から除かれた。レダンの記述にそくしていえば、共有財産は次の 7 件に区分され、そのうち最後の 2 件には下記の通りそれぞれ使途が明記され特定されている⁵⁾。

〔表 5〕 SMG 参事会の共有資産——同年

- (1) Lands in and without London
- (2) Church of Witham⁶⁾
- (3) Chapel of Bonhunt
- (4) Tithes of Tolleshunt
- (5) “anything in future accruing”
- (6) Issues of church of Maldon [SMG の燈明の費用]
- (7) Tithe of Good Easter [SMG の建造物補修の費用]

(5) では将来における寄進にも言及され、それも「共同体」の共有資産として見込まれている。

1) Reddan, *op. cit.*, p. 556f. なお [] 内の人名はデイヴィスの論稿から補足した (Davis, *op. cit.*, p. 20)。

2) ②③のうちのいずれか一方が “prebendary of Keton” で、他方が “prebendary of Cowpes” (Reddan, *op. cit.*, p. 556, n. 33)。

3) ④⑤⑥⑦の各聖職禄の呼称は後代の史料で確認されるもの (*Ibid.*, p. 556)。

4) この聖職禄は “prebend of Norton-Newerks” と呼ばれるものか (*Ibid.*, p. 557)。このうち Norton は〔表 1〕で今日の Cold Norton かと推定され (Stevenson, *op. cit.*, p. 739), 他方 Newerks については Good Easter の Newarks ではないか (Reddan, *op. cit.*, p. 563, n. 151) と考えられる。この推定の通りであるとすれば “prebend of Norton-Newerks” とは、直線距離にして 100 キロメートルも離れた 2 地点に分かれていることになる。

5) *Ibid.*, loc. cit.

6) この教会は、スティーヴン王の治世に王妃マティルダから SMG へ寄進された。 “..... imperpetuam elemosinam ecclesiam manerii de Witham, hoc est ecclesiam Sancti Nicholai cum ecclesia de Cressinges ei pertinente et capellis et decimis ac omnibus ei pertinentibus tam terris

quam ad constituendam decimam prebendam et decimum canonicum in eadem ecclesia Sancti Martini pro salute” (1145-47). *Regesta*, III. 200. これは永代寄進 perpetual alms としてなされ、包括的には「ウィタム荘園の教会」と書かれているが、細目としては聖ニコラウス教会とそれに付属する資産が列挙されている。寄進の目的は、SMGに10人目の参事会員を配置すべく10番目の聖職禄を新設することであった。“pro salute” 以下では国王・王妃の健康、所領の安全、双方の両親の救霊など、この種の文書に通例の文言が書かれている。いずれにせよこの教会は第10席次の参事会員の聖職禄として寄進されたものであったが、ほぼ1世紀後には参事会「共同体」の共有資産に変わっている。

要するにSMGの資産は、一部が各参事会員に聖職禄として配分され、他の一部が「常勤」の参事会員の共有資産として明確に留保されることになった。では「常勤」とは何か。逆に「非常勤」とは何か。レダンによれば、SMGの参事会員は1年に4回まで、しかも1回につき15日以内に限って教会を留守にすることが許されていた。これは常勤者すなわち“*canon resident*”に関する規定である。常勤が不可能な参事委員つまり非常勤の参事会員は、聖務の代行者 *vicar* を各人の責任において配置し、これに年額2マークを支給するほかに、「共同体」に1マーク、建物補修費用として½マークを負担した。大学などでの勉学のために常勤を免除されるばあいは、共同体への負担金が半額の½マークとされたり。非常勤の理由には、勉学のほかに官僚としての勤務がある。いいかえると所属教会での非常勤が許容されなくては、官職への専従者たりえず、本稿にとってはこの点が特に重要である。また別の教会に何らかの聖職席をもち、そちらに常勤するばあいにはSMGへの常勤が不可能になり、上記の通り聖務代行者を配置してこれに依存せざるをえない。複数の聖職の兼任者は一般に“*pluralist*”といわれる。高位の聖職者においてはむしろ兼任者が通例ですらあった。

1) *Ibid.*, p. 557.

SMGの非常勤者全員について常勤免除の理由を克明に検証することは、筆者の手もとの史料だけでは不可能である。しかし一般的な推定としては、遊学者が常に高率であったとは考えがたい。仮にこれが常に高

率であるとするれば、SMGの基本性格は学問の再生産の基盤という側面にあり、参事会員の聖職禄は遊学の資金調達のための財源であった、といわざるをえない。SMGには官僚養成機関の性格もあったといわれるが¹⁾、学問の再生産がこの教会の主要な任務であったとは考えがたい。常勤免除の理由は、多くのばあい官職専従か他教会常勤かのいずれか一方、またときにはその双方ではなかったか。官職専従が免除理由であれば、そのばあいの聖職禄は実体において「俸給」の代替物あるいは補完物としての性格をもつことになる。さらに他教会常勤が理由であれば、SMGの聖職禄は他の聖職禄の補完物ともみなされよう。前出の勅許状では[A2]の部分で「救霊」の期待が語られていた。寄進の動機の中に「救霊」の期待が含まれていたこと自体は否定しえない。しかし「救霊」のための聖務そのものは、すでに述べたように、品級において下位の代行者に委任することが可能であった。聖職禄が純粋に聖務の報酬であるとするれば、寄進者は非常勤や代行に対して寛大でありうるはずがない。しかし少なくともSMGについては、この点において寄進者がきわめて寛大であった、と見うけられる。

1) SMGは学校でもあり、本来的に国王官僚の養成機関としての性格を持ち、Thomas Becket も若いころにここで学んだ可能性があるという。彼は Merton Abbey (or Priory) のほかにロンドン市域内の3校中の1校 (in scholis urbis) でも教育を受けた。それはSMGであると推定されている (Davis, *op. cit.*, p. 25, n. 3)。SMGが学校であることについては、ほかに次の史料がある。“…… Henrici Magistri Scholarum in tota civitate London …… preter eos qui, scholas Sancte Marie de Archa et Sancti Martini Magni, regunt.” (Round, *op. cit.*, p. 117.) これは1141年以前のものと推定されており、また筆者が知るかぎりでは“Magni (le-Grand)”と明記した最古の文書である。

SMGでは、たとえば1304年の時点において常勤の参事会員がわずかに2名で、聖務代行者が8名にのぼった、という²⁾。では常勤2名・非常勤8名(あるいは10名)という事実は、14世紀初頭だけの異常事態である³⁾。筆者の手もとの史料からは、両者の比率を通時的に詳細に検証することが不可能である。しかしレダンの論稿によれば、ほぼ80年後

の1391年の時点でも常勤の参事会員はわずかに1名であった²⁾。常勤者の比率は、SMGの全史を通じて概して低率であった、ということではないか。また非常勤・代行ということについて、SMGへの寄進者は国王をはじめとして、きわめて寛大であった、と考えざるをえない。

1) *Ibid.*, loc. cit. 1240年ころに“Newland”と呼ばれる聖職禄が新設され、これによって参事会員2名が追加された。これが1304年の時点でも存続していれば、聖務代行者は10名になる。

2) *Ibid.*, p. 562.

[Ⅲ]

本論に先立って、さらに一点について言及しておきたい。それはSMGが遅くとも12世紀末から“libera capella domini regis (king's free chapel)”と呼ばれている事実である¹⁾。「王立自由礼拝所」の「自由」とは、一般に管区司教の裁判管轄権から除外されていることを意味する²⁾。SMGのばあいでは、ロンドン司教の管轄権から除外された。国王以外の聖・俗有力者が「自由礼拝所」を設置するには、国王の特別の認可を必要とした³⁾。

1) Reddan, *op. cit.*, p. 558; Davis, *op. cit.*, p. 12.

2) John Burke, *Jowitt's Dictionary of English Law*, 2nd ed., under CHAPEL.

3) *Ibid.*, loc. cit.

SMGがロンドン司教の裁判管轄権から除外されることは、すでに勅許状の[A2]の部分で述べられていた。従ってSMGは、その時点から「自由礼拝所」としての定義上の要件をそなえていたことになる。しかしこれが「王立」の自由礼拝所であるというからには、その“advocatus (patron)”すなわち保護権者が国王に変わってはいなくてはならない。SMGのパトロン権は、初代参事会長インゲルリクスの死亡後にまず Boulogne 伯 Eustace の手に移った。次の文書はスティーヴン治世

に王妃マティルダが発給したもので、1139年以降47年以前のもものと推定されている¹⁾。

[C 1] “M[athildis] Angl[orum] regina Boshohér de Bolon-
[ia] salutem. Precipio quod iste Robertus presbiter et
capellanus canonicorum meorum Sancti Martini Lond-
[oniensis] et socii ejus et omnes res sue firmam pacem
meam habeant …… quia ipse clericus meus est.”

SMGの参事会関係者ならびに彼らの資産に対して、王妃の権限において「平和 *pax*」を保障した文書である。「平和」を保障するとは、その「平和」の侵害行為が王妃に対する犯罪とみなされ、王妃による処罰がなされるということであろう。王妃はブローニュ伯家の出身で、同伯権の継承者であった。その資格においてSMG参事会員を“my canons”と呼んでいることに注目したい。また司祭ロバートは“clericus meus”つまり“queen’s clerk”と明記されている。しかしレダンによれば、1158年の時点でもブローニュ伯ウィリアムがSMGの“advocatus”であり、またその死後には Romsey 女子修道院長メアリがその遺産を継承している²⁾。その後の具体的な経過については手もとの史料で追跡しえないが、ヘンリ2世の死亡(1189年7月)までにSMGは「王立自由礼拝所」に変わった、ということである³⁾。

1) *Regesta.*, III, 205.

2) Reddan, *op. cit.*, p. 555.

3) *Ibid.*, p. 558.

14世紀以降ともなれば、SMGの「王立自由礼拝所」としての地位が史料の中でしばしば明記されるようになる。

[C 2] “To O[tto] cardinal deacon …… and papal legate.

① Whereas, as the king has heard, Roger de Sancta Trinitate, clerk, obtained apostolic letters …… of a provision for him to be made in one of the churches of the diocese

of London, and the cardinal thereupon demanded of the dean and chapter of St Martin's, London, a prebend in that church, if one were void, or when one fell void, to be conferred upon him, and ② whereas that church is known to be the king's special chapel and specially belonging to his patronage, wholly exempt from episcopal jurisdiction, and immediately subject to the pope; ③ the king appeals to the pope against his conferring any prebend in that church upon the said R[oger] or any other clerk (1238)" — *Cal. Pat. Rolls, 1232-47, p. 227.*

枢機卿兼教皇特使オットーあての文書である。①からはまず、教皇がロジャという聖職者に書簡を送ったこと、ロンドン司教管区内のしかるべき教会において聖職禄を与える約束がなされていることがわかる。そこで教皇特使としての枢機卿は、しかるべき教会としてSMGを選択し、空席の有無について、あるいは将来における空席の予想について照会した。②からは、この照会に対する国王側の見解が知られる。第1点としてはSMGが「国王の特別礼拝所」であり国王のパトロン権に属していることを指摘し、第2点としては司教の裁判管轄権から完全に除外されて教皇の管轄権に直属していることを述べている。③では教皇による“provision”すなわち直任の権限がSMGには及ばないという主張がなされている。教会法上の裁判事件については教皇の管轄権を容認しつつも、聖職禄の運用あるいは聖職者の人事についてはパトロン権としての国王の排他的権限が主張されている。この文書における「特別礼拝所」とは「自由礼拝所」と同義であろう。

[C 3] “Protection for the men, lands, goods and possessions of the dean, chapter and canons of SMG, London, which is the king's free chapel and freer than his other chapels of England. (1255)” — *C.P.R., 1247-58, p. 400.*

ここではSMGが単に「王立自由礼拝所」と明記されているのみならず、

その「自由」が他の「王立礼拝所」の「自由」を上まわるものとして特筆されている。では「自由」の水準においてSMGが文字通り当代筆頭であったか。その点についてはなお慎重な検討を必要とする。しかしこの文言からは、SMGが最高級の「自由」を享受していたこと、最高級の「自由礼拝所」の一つであったことが推定される。

[C 4] “Commission to Master A. de Ufford to make a visitation of the king's free chapel of SMG, London, which with its prebends, manors and members, is reported to be greatly wasted and dilapidated. Inquiry is to be made by jurors of the said city and of the counties of Essex and Hertford separately (1343)” — *C.P.R., 1343-45*, p. 99.

上記の通りSMGは異例の「自由」を享受していたが、内部の管理については問題があったらしく、1343年に査察 visitation が行われた。査察はロンドンのみならずエシクス・ハーファドの両州でも行われている。前出[表1]で示したように、SMGの地方資産はほぼエシクス州内に分布しているが、ホズダンだけはハーファド州に含まれる。

[C 5] “Commission to Robert de Sadyngton, the chancellor, Master J. de Thoresby to make a visitation of the king's free chapel of SMG, London, which is exempt from jurisdiction of the ordinary, and its prebends, manors and members, now reported to be greatly decayed by negligence and want of care on the part of its deans (1343)” — *Ibid.*, p. 185.

同年中にあらためて査察が行われており、主任査察官には大法官が指名されている。“ordinary”あるいは“judex ordinarius”とは教会法上の裁判管轄権者としての管区司教を意味する。SMGの荒廃に関して参事会長の過失の疑惑がもたれていることに注目しておこう。

[C 6] “Commission to Masters H. Ware clerks, to

hear and determine an appeal by Thomas Lovent, canon of the king's free chapel of SMG, London against a decision of Master R. Holme, late commissary of Thomas [Langley], bishop of Durham, late chancellor, and afterwards of Thomas [Arundel], archbishop of Canterbury, now chancellor, in a case before him [chancellor] concerning the tenths, rents and other profits between John Tylton, canon of the said chapel plaintiff, and the said Thomas [Lovent], defendant, the commissary refused to hear the petition of Thomas [defendant] for a re-examination of the witnesses of John. The chancellor, to whom the visitation of the chapel and the hearing of the appeal pertain by his office, is too much occupied on arduous business of the king to hear the appeal (1407)." — *C.P.R., 1405-08*, pp. 313f.

これも査察の指令書である。問題の発端は参事会員の間における収益配分に関する内紛であり、大法官ラングリのもとに提訴され、その代行者によって原告ジョンに有利な判決がなされた。大法官アランデルの時代に被告トマスから再審の請求があり、前代行者がそれを受理しなかったもので、あらためて再審代行者が任命された。この文書で注目されるのは最後の文言である。結局は国王のもとでの用務多忙を理由として代行者を指名しているが、同礼拝所の査察それ自体は大法官の「職責」として明記されている。

これら3件の文書はいずれもSMGの査察の指令書であるが、内容に微妙な差異がうかがわれる。まず[C4]ではその執行者に大法官(当時は Robert Parving — 俗人, 騎士)が含まれていない。[C5]では大法官(Robert de Sadington — 俗人, 騎士)がこれに含まれ、[C6]では査察が大法官の「職責」とされている。これを国王からの臨時の授権による職責と見るべきか、あるいは大法官の固有の職責に変わったと見るべきか。手もとの史料だけでは、そのいずれとも判定しが

たい。

また [C4][C5] には “reported” と書かれており、何らかの通報があったことを示している。[C6] は第三者からの通報によらず、内紛当事者からの直接の提訴が発端になっている。しかしこのばあいも国王への提訴か大法官への提訴か、いずれとも断定しがたい。おそらくは国王への提訴があり、国王から大法官へ付託されたものではないか。指令書の発給者つまり指令の主体は、すべて国王である。大法官は、SMG のパトロン権者としての国王から授權されてこの「職責」を帯びたものとおもわれる。

[C7] “Grant in frank almoin to the same [John the abbot and the prior and convent of St Peter’s, Westminster] of the advowson of the free chapel of SMG, London, and of the deanery of the said free chapel; and licence for them to appropriate the same (1503)” — *C.P.R., 1494-1509*, p. 304.

この勅許状は、ヘンリ7世がSMGそれ自体をウェストミンスター修道院へ寄進したことを示している。まさにこの寄進によって、SMGは「王立自由礼拝所」としての歴史を終えた。SMGはその解散までさらに半世紀弱の余命を残しているとはいえ、寄進の結果として「王立」の実質を喪失する。空位の聖職禄へ候補者を推薦する権限つまり “advowson (advocatio)” は同修道院へ贈与され、また参事会長職 deanery も同修道院の自由裁量に委ねられることになった。いいかえると国王がSMGに関するパトロン権を放棄した、ということである。この寄進から解散までの過程や寄進・解散の意義については後段であらためて言及することとして、ここではSMGが寄進の時点にいたるまで「王立自由礼拝所」であり続けたことを確認しておくだけに留めよう。

ところで聖職禄に関する国王の事実上の人事権は、SMGのような「王立自由礼拝所」に限らず他の教会にも及ぶことがあった。ここではそれを一つの象徴的な事件によって例示しておきたい。1400年に Richard

Clifford は、教皇によって Bath and Wells の司教に直任された。しかし国王はこの人事に賛同せず、リチャードに対して、同司教座の“temporalities”に関する占有権承認を拒否したので、教皇は彼を翌年あらためて Worcester 司教に転任させざるをえなかった¹⁾。要するに国王は、司教職の人事に対しても事実上の介入が可能であった、ということである。司教人事にすら介入しうるとすれば、それ以外の聖職者人事にも介入しえたのではないか。これは単なる想定に留まらず、史料からおびただしい数の実例によって検証しうる²⁾。

1) *D. N. B.*, sub *nomine*. ところで司教職には霊的財産 *spiritualitates* (*spiritualities*) のほかに俗的財産 *temporalitates* (*temporalities*) が帰属し、後者の占有は国王によって承認されるべきものであった。いいかえると司教は、国王から後者を「知行」相当物として与えられ、国王の「封臣」に相当する一面も帯びていた。“…… to the escheator in the county of Worcester for the restitution of the temporalities of the bishopric of W. to Richard, late bishop elect of Bath and Wells, whom the pope has translated and appointed bp. and who has renounced everything prejudicial to the king in the papal bull and whose fealty the king has taken (1401)” — *C. P. R.*, 1399-1401, p. 547. ウースタ州所管の復帰不動産管理官 *escheator* に対する令状である。新司教に対して俗的財産の占有回復が認められた。条件としては、教皇の転任辞令の中に国王の不利益になりかねない事項があるときは国王の利益を優先させることが明記され、さらに国王は新司教から忠誠誓約を受けている。これらはいずれも通例の文言であるが、この中に俗界における封建慣行との共通性がうかがわれる。なおエスチータは、俗人の復帰不動産のみならず、聖職者のそれをも管理していたことが知られよう。

2) 詳細は別稿に譲り、ここでは次の1例だけをあげておきたい。“Grant …… to Master William Gray, of the canonry and prebend of Ulskelf …… in the cathedral church of York, in the king's gift by reason of the temporalities of the archbishopric of York being in his [king's] hands (1425)” — *C. P. R.*, 1422-29, p. 272. ウィリアムは後日のロンドン司教。「国王の贈与」としてヨーク大司教座聖堂内に参事会員席ならびにそれに付属する聖職禄を与えられた。同大司教が辞職しその俗的財産が国王の手中に復帰したことによって、国王が過渡的な人事権を取得している。「封臣」の死亡などによる不動産の復帰は「封主＝封臣」関係において通常の慣行である。ここでもまた国王・大司教間に「封主＝封臣」関係相当の関係が見られる。

しかしこの種の人事介入権は、「王立自由礼拝所」のばあいとは異な
って、無条件的・排他的権限とはいいがたい。従って国王にとって聖職
者官僚に対する給養手段としては、他の教会の聖職禄にもまして「王立
自由礼拝所」の方が利用価値において高かったものとおもわれる。

ではSMG以外に、どのような「王立自由礼拝所」が存在し、どのよ
うに分布していたか。詳細の検証は別稿の課題として、ここでは参考ま
でに筆者のこれまでの調査範囲から、若干の特徴的な史料だけを例示し
ておこう。

[D1] “…… on the information that certain persons schem-
ing to impugn the king's rights and privileges of the
chapel of Boseham [Bosham, co. Sussex], which is the king's
free chapel and exempt from all ordinary jurisdiction and
in which the pope cannot meddle by provisions or collations,
intend to accept divers benefices in the chapel by colour of
provisions …… by the pope (1406)” — *C.P.R.*, 1405-08,
p. 234.

まずサックス州内のボザムにも「王立自由礼拝所」の存在が知られる。
この礼拝所はSMGと同様に〔C5〕参照）管区司教の裁判管轄権から
除外されており、しかも教皇の直任権すら及ばない、という。ここで聖
職禄の横領計画があり、計画者は教皇から直任されたと称しているとの
通報に基づいて調査の指令がなされた。

[D2] “…… on the information that in the king's free
chapel of Hastynge [Hastings, co. Sussex], of the king's
patronage, there are many great defects both in the houses
and other buildings …… by the negligence of the deans
and ministers and others, …… as Th[omas] Arundel
archbishop of Canterbury, the chancellor, to whom the
visitation of the king's free chapels belongs by reason of
his office, is too much occupied by arduous business (1408)”

— *Ibid.*, pp. 437f.

同じサリクス州内のヘイスティングズにも「王立自由礼拝所」があった。この礼拝所も史料へ登場する頻度が高い。この文書では特に「国王のバトロン権」にも言及されている。このばあいにも（〔C5〕参照）参事会長の管理上の過失が問われており、査察の指令がなされた。後半では「王立自由礼拝所」に対する査察が本来ならばトマスの職責に属することが述べられている。同様の記述は前出〔C6〕にも見られたが、相違点としては「王立自由礼拝所」が複数形で書かれている。前記の通り大法官のこの「職責」は固有の職責ではなく、原則として国王からの授権に基づくものと考えられるが、その授権も個別的ではなくてすでに包括的になされていた可能性がある。

〔D3〕 “Grant to the king’s clerk John Corynham of the wardenship of the king’s free chapel of St Mary, Jesmounde [Jesmond] without Newcastle, co. Northumberland (1401)”
— *C.P.R.*, 1401-05, p. 7.

ジョンはここで“king’s clerk”と書かれているが、他の史料からは“clerk of the king’s closet”であったことが知られる¹⁾。前者は国王直属の聖職者あるいは聖職者官僚という身分を示し、後者は宮廷内のしるべき「小室」の勤務者という具体的な職名で書かれている²⁾。いずれにせよ国王官僚としての勤務の報酬として「王立自由礼拝所」の管理者に任命されたものであろう。現地常勤か非常勤かは不明である。

1) *C.P.R.*, 1399-1401, p. 203. この文書では hospital of St Mary, Wyche, co. Worcester の管理者に任命されている。このばあいについても、現地常勤か非常勤か不明である。

2) 身分呼称としての“clerk”と職掌としての“clerk”との区別については、すでに拙稿で述べたことがある。たとえば「中世後期における国家と教会」3頁（本稿55頁注1）。

〔D4〕 “Grant to the king’s clerk John Prentys of the

wardenship of the king's free chapel of St Mary within the castle of Trematon, co. Cornwall (1400)" — *C.P.R.*, 1399-1401, p. 370.

これもまた現地常勤か非常勤か不明である。仮に現地非常勤とすれば、この「王立自由礼拝所」は実質的に国王官僚の給養財源として利用されたことになる。前出「D5」の所在地はノーサンパランドに、またこれはコーンワル州内にあり、いずれも首都から遠い。要するに「王立自由礼拝所」の所在地は首都あるいはその周辺だけに限らず、かなり広範囲に分布していたことになる。

首都とその周辺には、SMGのほかにもいくつかの「王立自由礼拝所」があった。それらが史料に登場する頻度は、遠隔地の「王立自由礼拝所」と比較して概して高い。あるいはSMGにもまして極端に高いものもある。頻度の高さは、国王行政との関連の緊密さに関する一つの重要な指標であろう。従ってSMGの特異性は、当然のことながらこれら近傍の「自由礼拝所」との比較において検討されるべきであり、また距離において近いだけではなく、基本性格においても近似した教会との比較が必要である。ここではそれらの名称だけを指摘しておこう。

〔表6〕 首都とその周辺の「王立自由礼拝所」

- a) King's Free Chapel of St Peter within the Tower of London
- b) King's Free Chapel of St Martin-le-Grand, London
- c) King's Free Chapel of St Stephen within the palace of Westminster
- d) King's Free Chapel of St George within the castle of Windsor

最後のウィンザーを首都周辺というのは不適切であろうが、これはいうまでもなく王城内の「王立自由礼拝所」であり、それだけに国王行政との関連が深いのでここにあって併記しておいた。

SMGと他の「王立自由礼拝所」との比較は、本稿（下）においてなされる。

* * * * *

本稿（上）の総括を兼ねて、また（中）・（下）との関連を示唆すべく、次の3点について確認しておきたい。

第1点。 国王が聖職者官僚の給養財源として利用しえたのは、いわゆる「王立自由礼拝所」だけではない。

第2点。 しかし「王立自由礼拝所」は、国王が排他的人事権を行使しえた点においてとりわけ有効な財源たりえた。

第3点。 SMGの特異性は、他の「王立自由礼拝所」との比較において検証されなくてはならない。

〔 未 完 〕